

議案第46号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 内 容 市が甲に、損害賠償額として金822,294円を支払う。  
（市が乙に発注した工事により甲に生じた物件損害について、市に責任割合があるとして、損害賠償額の5割（金822,294円）を甲に支払うもの。）
- 2 相 手 方 甲 住 所 大阪市都島区東野田町4-15-82  
氏 名 西日本電信電話株式会社 大阪支店  
支店長 岸本 照之  
乙 住 所 枚方市茄子作東町18-8  
氏 名 豊成建設工業株式会社  
代表取締役 山下 重行
- 3 事 案 概 要 平成29年8月24日（木）午後1時頃、交野市倉治3丁目52番付近において、乙が市と締結した請負契約に基づき、市の指示に従い施工した人孔撤去工事の際に、甲所有のNTT地下ケーブルを損傷させた。  
なお、事故の責任割合は、本市50%、乙50%とし、それぞれ甲所有のNTT地下ケーブルの修理に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。
- 4 そ の 他 相手方（甲）修理費等 1,644,589円  
上記額の内、相手方（乙）責任額（50%）822,295円  
本市責任額（50%） 822,294円  
下水道賠償責任保険額 822,294円  
市持出額 0円

平成30年6月4日提出

交野市長 黒田 実